

第1 審査会の結論

異議申立ての対象となった本件公文書について、実施機関が行った不開示決定は妥当である。

第2 異議申立て及び諮問の経緯

1 公文書開示請求

異議申立人は、鳴門市情報公開条例（平成13年鳴門市条例第34号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき鳴門市長（以下「実施機関」という。）に対して、平成27年11月18日に下記の文書について開示請求を行った。

件名：「鳴門市新ごみ焼却施設建設工事の平成19年3月17日に行った煙道の工場検査の総括検査報告書 1材料・3外観構造検査・4寸法検査」

2 実施機関の決定

実施機関は、平成28年1月8日に該当する公文書について不存在であるとし、不開示決定を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成28年1月20日付けで、異議申立人は本件不開示決定を不服として行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して「本件処分は不当である。」として異議申立てを行った。

4 諮問

平成28年2月8日、実施機関は鳴門市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てについて諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件不開示決定を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書、意見書及び口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件対象公文書は、竪型煙道・斜め煙道の工場検査総括検査報告書であって、竪型煙道・斜め煙道は、再燃焼ゾーンの一部を形成する重要な燃焼機器である。

しかし、これまで開示された煙道の工場検査報告書は、総括検査成績書1枚のみであり、燃焼機器とする煙道の工場検査の材料員数検査表等の工場検査表が存在しないことはあり得ない。

これは、この時点で市は煙道が燃焼室の機能を有する認識が無かった若しくは行政の不都合で不存在とする不開示決定をしたことになる。

この行為は、条例の趣旨である住民の知る権利を奪う行為で、行政の文書主義にも反する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び意見聴取を要約すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

本件対象公文書は、施工承諾申請図書の一部として提出されている検査要領書に基づく検査結果であるが、竪型煙道・斜め煙道については、検査要領書の提出を求めておらず、検査成績書は提出されていない。したがって、本市に当該文書は存在せず、本件に関して開示できる文書が存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について、審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

異議申立人は、異議申立ての趣旨として、異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求めており、竪型煙道・斜め煙道は再燃焼ゾーンを構成する重要な

機器であることから、本件請求対象文書が存在しないことはあり得ず、行政の不都合を理由とする不開示決定であると主張している。

そこで、当審査会としては、本件対象公文書が存在しないことの妥当性について審査する。

2 本件対象公文書が存在しないことの妥当性について

実施機関の説明によると、本件対象公文書である検査成績書は、施工承諾申請図書の一部として提出されている検査要領書に基づく検査結果であり、当時の経緯は不明であるが、竪型煙道・斜め煙道については、特に何らかの機能がついているものではないことから、職員が現地まで赴いて検査する必要はないと判断したと推定でき、検査要領書の提出を求めておらず、そのため、本件対象公文書は存在していないとのことである。

かかる実施機関の説明に特段不合理な点はなく、竪型煙道・斜め煙道については、検査要領書に基づく検査成績書の提出を求めておらず、本件対象公文書は存在しないと認めるのが相当である。

よって、本件対象公文書が存在しないことを理由として行った公文書不開示決定は妥当である。

3 結論

以上のことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過等は、次のとおりである。

年 月 日	処理経過内容
平成28年 2月 9日	諮問書の受理
2月29日	実施機関理由説明書の受理
3月22日	異議申立人意見書の受理
9月12日	・異議申立人による口頭意見陳述 ・実施機関による理由説明の聴取 ・審議
11月25日	・審議
12月27日	・答申